

本市における異議申立て・審査請求の状況について

1. 本市における異議申立て・審査請求件数

本市における全部改正前の行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求の件数は、平成26年度は35件、平成25年度は87件となっている。

2. 青森市行政不服審査会の諮問を要する審査請求について

現行の行政不服審査法第43条第1項では、「審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、審査庁が地方公共団体の長である場合にあっては、行政不服審査会に諮問しなければならない」と規定している。

一方で、審査庁が地方公共団体の長である場合であっても、

- (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに、他の法律等の規定に基づき、地方自治法第138条の4に規定する委員会、委員若しくは執行機関の附属機関又は地方公共団体の議会等（以下「委員会等」という。）の議を経て処分がされた場合
- (2) 裁決をしようとするときにおいて、他の法律等の規定に基づき、委員会等の議を経て裁決がされた場合

等では、例外として、行政不服審査会の諮問は要さないこととされている。

よって、平成25・26年度の実績ベースでいえば、青森市行政不服審査会に諮問が必要となる件数は、平成25年度は1件、平成26年度は4件となる。

【本市における平成25年度、平成26年度の異議申立て・審査請求の実績】

区 分		平成25年度	平成26年度
異議申立て			
青森市情報公開条例を根拠とするもの ⇒ 【附属機関】青森市情報公開・個人情報保護審査会に諮問		71件	12件
地方自治法を根拠とするもの ⇒ 青森市議会に諮問		9件	12件
地方税法を根拠とするもの ⇒ <u>諮問等なし</u>		1件	4件
審査請求			
地方自治法を根拠とするもの ⇒ 青森市議会に諮問		6件	7件
合 計		87件	35件

3. 青森市行政不服審査会に諮問することが想定される主な審査請求

処分内容	事務概要	関係法令
市税滞納処分 (差押処分)	固定資産税の滞納に係る滞納処分(差押処分)に対する審査請求	地方税法
市税延滞金減免 不承認処分	固定資産税及び国民健康保険税の滞納金に係る延滞金減免申請を不承認とした処分に対する審査請求	地方税法
市税督促処分	国民健康保険税の督促処分に対する審査請求	地方税法